

65 歳以上の公的年金受給者の方へ

10月から

## 市・道民税の公的年金からの特別徴収が始まります

公的年金受給者の多くの方は、市・道民税を納付書や口座振替で納める普通徴収により納めています。10月からは、65歳以上の方の公的年金にかかる市・道民税を年金から差し引きする特別徴収が始まります。

### ▶対象になる方

特別徴収される年度の4月1日現在、前年中の年金所得にかかる市・道民税の納税義務のある方で、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方。

### ▶対象にならない方

- 当該年度分の公的年金給付の年額が18万円未満の方
- 介護保険料が特別徴収されていない方
- 当該年度の特別徴収額が公的年金給付の年額を超える方

### ▶新たな税の負担は生じません

市・道民税の公的年金からの特別徴収は、年金保険者が市に直接納める納税方法に変更するだけで、新たな税の負担は生じません。

特別徴収は、年金から差し引きされて、年金保険者が、市に直接納めるんだ。



#### ●市・道民税の所得別による納税方法

	納税方法
給与所得にかかる税額	給与から差し引き、納付書や口座振替
公的年金所得にかかる税額	公的年金から差し引き
その他の所得にかかる税額	納付書や口座振替、給与から差し引き

### ▶公的年金等とその他の所得がある方

【9月まで】

所得区分	税額	納税方法
公的年金所得	一緒に計算	給与から差し引き、納付書や口座振替
給与所得		
公的年金所得	一緒に計算	納付書や口座振替
その他の所得		

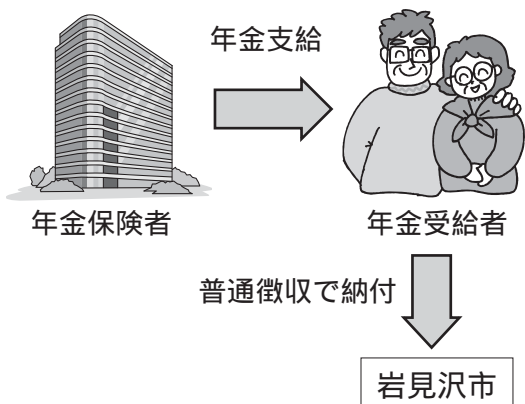


【10月から】

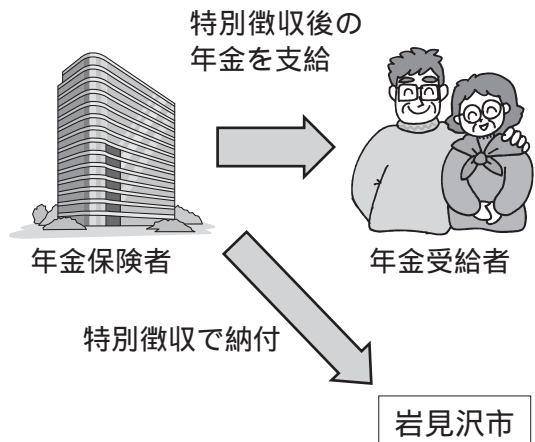
所得区分	税額	納税方法
公的年金所得	個別に計算	公的年金から差し引き
給与所得	個別に計算	給与から差し引き、納付書や口座振替
公的年金所得	個別に計算	公的年金から差し引き
その他の所得	個別に計算	納付書や口座振替

## 市・道民税の納付方法

【9月まで】



【10月から】



## ▶徴収の方法

今まで、公的年金等の所得にかかる市・道民税は、6・8・10・12月の4回の普通徴収により納めていましたが、公的年金からの特別徴収が始まると、年金支給月の4・6・8・10・12月、翌年の2月の6回で特別徴収により納めます。

なお、年金所得以外の所得にかかる市・道民税は、今までどおりの方法で納めることとなります。

□公的年金所得にかかる市・道民税の年税額が、60,000円の方の例

(金額は実際の税額と異なります)

### ●平成21年度の徴収方法

特別徴収は、平成21年10月支給分の年金から開始になりますので、それ以前の6・8月は普通徴収で納めます。

	6月	8月	10月	12月	2月	年税額	
平成21年度	普通徴収		特別徴収				60,000円
	各月、年税額の4分の1		各月、年税額の6分の1				
	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円		

年金からの特別徴収は、納める回数が増えるからね。



### ●平成22年度以降の徴収方法

市・道民税が確定するまでの4・6・8月の年金からは、前年度の2月の税額と同額を仮徴収として納めます。その後、所得が確定し、市・道民税が決定しましたら、本徴収として、10・12月、翌年の2月の公的年金から特別徴収します。

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年税額	
平成22年度	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)				60,000円
	前年度の2月と同額			年税額から仮徴収した額を差し引いた3分の1				
	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円		

問合せ先 市税務課市民税係